



## 中央会の主な事業等活動予定 (9月)

平成30年8月22日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 理事会等の開催</b>			
9/5	水	<u>千葉県商工労働部と中央会との意見情報交換会</u> 場所：ホテルプラザ菜の花	総務部 ☎043・306・3281
9/12	水	<u>第70回中小企業団体全国大会</u> 場所：上七軒歌舞練場及び西陣織会館（京都市）	総務部
<b>■ 中小企業連携組織対策事業</b>			
9/3	月	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：市川浦安歯科医師（協）	商業連携支援部 ☎043・306・3284
9/7	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県自動車解体業（協）	商業連携支援部
9/13	木	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：（協）シー・ソフトウェア	工業連携支援部 ☎043・306・2427
9/13	木	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県コンクリート製品（協）	工業連携支援部
9/15	土	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県自動車車体整備（協）	工業連携支援部
9/20	木	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：（企）あしたね	工業連携支援部
<b>■ 組合等基盤強化事業</b>			
9/20	木	<u>官公需普及促進懇談会</u>	商業連携支援部
<b>■ 全中補助事業</b>			
9/26	水	<u>平成30年度外国人技能実習制度適正化事業 第1回適正化講習会</u> 対象：外国人技能実習生共同受入事業実施組合 場所：ホテルポートプラザちば	設立支援部 ☎043・306・3285
<b>■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業</b>			
9/19	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第6回）</u>	商業連携支援部
9/26	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第7回）</u>	商業連携支援部
<b>■ 団体等運営支援事業</b>			
9/12	水	<u>千葉県商店街連合会 商業機能強化事業</u> 対象：松戸市商店会連合会	商業連携支援部
9/19	水	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 産学連携交流会</u>	工業連携支援部
9/26	水	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 農業交流研究会</u>	工業連携支援部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成29年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	銚子水産加工連協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	池永清	住所	銚子市前宿町852
	設立	平成11年5月	業種	水産食料品製造業
	組合員	22人		
テーマ	従業員の雇用確保と法的整備の必要性について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (Tel. 043-306-2427)			
専門家	特定社会保険労務士 小倉事務所 代表 小倉 功志 (社会保険労務士)			

背景と目的

雇用情勢が大きく変わった昨今、安定的に新たに従業員の確保することは勿論のこと、持てる人材の育成と有効活用は企業の喫緊の課題である。企業が従業員を選ぶ時代は終わり、労働者が企業を選ばず、企業が従業員を選ぶ時代になった。企業は敬遠され苦戦は免れない。地方にあっても、地方の経済を支えるという心意気と、若い労働力を引き付けるキラリと光る特性が求められる。そのためにも、企業が関係法令を知り、法令遵守とコンプライアンスの徹底を図ることは強いエネルギー源となる。こうしたことを踏まえ、二回にわたり本研究会を開催した。

事業の活動内容

第一回「経営者が知っておくべき労働関係法令とその背景等」

次の事項について説明した。

①健康経営について

魅力ある職場環境づくりの最近の動向は「健康経営」で、既に多くの企業が、「健康経営」を宣言しています。しかし、みなさんの

会社では、どうですか。

働く側（親も含めて）は、自分の働く会社が健康経営を推進しているかに大きな関心を持っていません。良い人材を集め、定着させるのは、経営者の手腕です。

②めまぐるしく変わる労働法制への対応について

企業経営者は、いつ、どこで、どんな方法で、労働関係法令やその他の法令の情報を得ていますか。

③ブラック企業の公表制度について

労働基準監督署からは正勧告書を交付されると、厚生労働省のHPでブラック企業として公表されてしまうことを知っていますか。

また、労働関係法令違反を繰り返す企業からの求人票の受付は拒否されることになりましたが、知っていますか。（特に、実習実施者にとつては、致命傷です。）

④カトク（過重労働撲滅特別対策班）と、2018年4月1日から労働基準監督署の体制について

政府が長時間労働の抑制に本腰を入れ始めていることを知っていますか。大阪労働局と東京労働局で始まった「カトク（過重労働撲滅特別対策班）」が、2018年4月1日から各地の労働基準監督署でも

組織されることを知っていますか。国会で審議中の「働き方改革関係法案」では、より厳しい事態になることを知っていますか。

⑤過労死等ゼロ緊急対策について

2016年12月26日に、「過労死等ゼロ緊急対策」が公表されたことを知っていますか。長時間労働はメンタルヘルス不調者などを増やし、それが会社が被る不利益にも繋がります。さらには、それが社会的な損失を生むに至ることを考えたことがありますか。

⑥労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて

2017年1月20日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（省令）」が公表されたことを知っていますか。（法律・政令・省令）労働時間は、「労働者が使用者の指揮命令下にある時間である」、「労働時間の把握と適正管理は使用者の責任である」と明記されています。

第二回「企業が整えるべき職場環境等」

次の事項について説明した。

①労働基準監督官が用意するよう

に言ってくる書類について(注・急には準備できないから、普段から整えておくこと)

- \* 企業の組織図
- \* 企業全体の従業員の数
- \* 従業員(アルバイトを含む)について雇用形態が分かる書類(男女別)
- \* 締結している労使協定と周知
  - ・ 三六協定
  - ・ 一年単位の変形労働時間制に関する労使協定など
- \* 右記以外にも、いろいろある
- \* 労働者の過半数代表を選任の方法が分かる書類
- \* 就業規則(雇用形態別)
- \* 勤務予定表(直近六か月)
- \* タイムカード又は出勤簿(直近六か月)
- \* 賃金台帳(直近六か月)
- \* 時間外労働等の申請又は命令簿
- \* 従業員ごとの時間外労働等の月ごとの集計表及び累計票
- \* 長時間労働をした従業員に対する措置が明らかになる書類(産業保健スタッフの活動状況や医師の面接指導等の記録)
- \* 長時間労働の抑制に取り組んでいることが分かる書類(事業主の意思表示)

\* 安全衛生管理体制の状況が分かる書類

- ・ 常時使用する従業員の数が五十人以上の場合には、次の書類も
- ・ 安全衛生管理体制の組織図
- ・ 安全衛生委員会規程
- ・ 安全衛生委員会議事録
- ・ 安全管理者に関する書類
- ・ 衛生管理者に関する書類
- ・ 産業医に関する書類
- ・ 作業主任者に関する書類
- \* 年次有給休暇管理簿(年次有給休暇の取得状況が分かる書類)
- \* 労働者名簿
- \* 健康診断個人票(雇入れ時、定期、特殊検診など)
- \* 免許・技能講習・特別教育の一覧表
- \* 特定自主検査(フォークリフトなどの)の占検記録表や運転記録表
- \* 定期自主検査(局所排気装置などの)の点検記録
- \* 作業環境測定結果記録(直近二回分)
- \* 使用している化学物質があれば、その物質名や使用量がわかる書類
- \* メンタルヘルス対策に係る書類
- \* 業務委託をしている場合
- ・ 業者ごとの委託の内容

・ 業者ごとの従業員の構成(男女別)

- ・ 勤務の状況
  - ・ 福利厚生施設の利用の可否
  - ・ 十八歳未満の者の数 など
- ② 一年単位の変形労働時間制の要件(趣旨を違えると労基法違反)について

一年単位の変形労働時間制(労基法第三十二条の四)は、労働時間の基本形(労基法第三十二条)の変形である。それ故に、クリアしなければならぬ多くの要件がある(詳細は、配布した資料のとおり)。

何故、この地方に、一年単位の変形労働時間制を採用している企業が多いのかについては、所轄の労働基準監督署も少なからず疑問を持っている。長時間労働の抑制政策や働き方改革とも相俟って、当局の指導も予見される。少なくとも二十余りの要件のすべてをクリアしなければ労働関係法令違反に問われることになるだけでなく、民事上でも争われるリスクを抱えている。この機会に、一年単位の変形労働時間制と自分の会社の実態を見直す必

要があると考ええる。

## 終わりに

当局の発表によれば、労働関係法令違反率は依然として70%を超えている。地方労働行政運営方針の柱は、「働く人々の安全と健康の確保」である。関係者には、当局が「強行規定を駆使して法令違反を繰り返す者を排除している現実」を再認識して欲しい。今回、千葉県中小企業団体中央会が銚子水産加工連協同組合の組合員のために設けた「連携組織活性化研究会」が、今後の銚子水産加工連協同組合と組合員の皆様の組織の活性化と地域の発展に少しでも資することができれば幸いである

(小倉 功志)



研究会の様子

テーマ

特徴ある活動による組織課題への対応

## 千葉県道路台帳管理と連携する情報システムの開発による共同受注の活性化

### 千葉県測量設計補償協同組合

システム開発経験のあるキーパーソンの存在、長年にわたる道路台帳補正業務の受注による組合内部への業務ノウハウの蓄積、千葉県中小企業団体中央会との連携。

#### 背景と目的

千葉県の道路台帳システムの変更に伴い、従来、主に組合員が受注してきた道路台帳補正業務を継続して県から受注するため、新システムと連携した「千葉県道路情報管理業務支援システム」を組合員が中心となって開発した。利用者は測量後のデータを入力することにより、図面調書などが電子データとして自動的に作成でき、大幅な業務の効率化も図られた。

#### 事業・活動の内容と手法

組合の理事会、専門家委員を含めた委員会、キーマンを中心としたワーキング委員会と3つの組織

によって作業を進めた。ワーキング委員会が検討した内容を委員会で検証・確認し、最終的に理事会で承認する体制とした。外部専門家として千葉科学大学の戸田和之准教授に入ってもらった。委員会の委員長をお願いした。成功要因は、過去に河川情報システムなどの開発に携わった理事2名が中核となつて推進した点にある。

平成26年度からのシステム開発の検討を開始し、平成27年6月に「中小企業活路開拓調査・実現化事業（組合情報ネットワーク等開発事業）」に申請した。平成26年度から平成27年度にかけて、委員会は4回開催し、主にシステム仕様に關する検討を行った。また、ワーキング委員会も4回開催、運用を含んだ詳細仕様の検討を行った。平成27年8月、システム開発の業務として地図情報が得意なASロカス株式会社に委託し、平成28年3月にシステムが完成した。平成28年以降のシステム操作講習

会を2回実施し、組合員の操作習熟向上を支援している。かつて河川情報システムなどの開発経験があったこともあり、取組みは比較的順調で大きな問題は無かった。

今後は導入企業数を増やすこと（現在の導入率は60〜70%）、組合員担当者の操作教育を推進するとともに、必要なメンテナンスを適切に行い、常に環境変化に対応したシステムとして維持する。また、将来的には道路情報以外の社会資本（公園、下水道など）へ適用も検討していく。

#### 成果・効果

設定した目標のうち「売上高の増加」は、道路台帳補正業務に關する発注が増えており、組合員の売上高は増加傾向にある。また、「組合員のコスト低減、業務の効率化」は業務工程の短縮化で作業量が減少。これらの目標達成要因は、組合が長年道路台帳関連業務を共同受注してきたことで幅広いノウハウ

が蓄積され、それらがシステムに組み込まれていることによる。



▲多くの組合員を集めた「千葉県道路情報管理業務支援システム」講習会

#### 千葉県測量設計補償協同組合

住所：〒260-0013  
千葉県千葉市中央区中央  
4-16-1建設会館ビル6F

設立：平成4年12月  
出資金：3,800千円  
電話：043-224-5348  
業種：測量業、補償コンサルタント業・建設コンサルタント業、地質調査業等

URL：http://www.cspg.jp/  
組合員：38名

## 組合 Q & A

### 改算式から加算式への持分算定方法の変更について

〔Q〕当組合では、これまで改算式持分算定方法を採用していたが、このたび加算式持分算定方法に変更したいと考えている。その場合、どのような点に留意すべきかご教示願いたい。

〔A〕加算式持分算定方法を採用する場合は留意点について説明する。

(1) 加算式持分算定方法の採用の意義

加算式持分算定方法は、従来から改算式持分算定方法を採用している資産保有組合において、①土地等の含み資産又は内部留保が大きいため、持分調整金としての加入金の額が増大し、その結果新規加入が阻害されるような場合、あるいは、②組合への加入年数(組合員歴)や事業利用による貢献を持分に反映させようとする場合に適する持分算定方法であることに、まず留意する必要がある。したがって、加算式持分算定方

法は、持分の払戻し方法が、全額払戻し又は多額の一部払戻し方法

(帳簿価額以上の額を限度とする払戻し方法)である場合に意味があり、少額の一部払戻し方法(例えば、出資額限度方式や出資額以上であるが帳簿価額に満たない額を限度とする払戻し方法)である場合には、採用の意味は少ないと考えられる。

また、持分の払戻し方法が一部払戻しの組合で、加算式持分算定方法を採用する場合には、定款に規定される、持分の算定の内容と持分の一部払戻しの内容とは当然異なることになる(持分計算額よりも一部払戻し額の方が少ない)ので、持分の払戻しの際、組合員に誤解をされないように注意を要する。

(2) 加算式持分算定方法の採用の手続き

まず、既存組合の加算式持分算定方法の採用の決定は、通常の定款変更の議決方法(特別議決)で足りるものと解される。

改算式から加算式に持分算定方法を変更する組合においては、加算式方法採用時の既存組合員の持分は、各持分構成資産について各

組合員の出資額により算定することとなる。

(3) 組合財産の評価

組合財産のうち、帳簿価額と時価が異なる資産については、時価(一括譲渡価額)評価する必要がある。その評価方法は、①対象となる資産ごとに明確に定めておくこと、②客観性があり、かつ、計算が容易であることが必要である。

組合財産の評価に大きく影響する土地の評価方法は、様々な方法が考えられるが、一般に妥当と思われる方法としては次のものがある。

(ア) 固定資産税評価額倍率方式

通常の固定資産税評価額を時価の〇〇%程度とみて、固定資産税評価額を〇〇%で除して時価に評価還元する方法

(イ) 相続税評価額倍率方式

通常の相続税評価額を時価の〇〇%程度とみて、相続税評価額を〇〇%で除して時価に評価還元する方法

(ウ) 不動産鑑定士による評価方式

不動産鑑定士にその評価を依頼する方法。この場合、1人の鑑定

士のみによる評価では不十分であり、通常5人の鑑定士に依頼し、これらの評価額のうち最高値と最低値を切り捨て、中3値の平均値をとる方法が適当である。

なお、含み資産の評価方法については、規約又は総会の議決によって定めておくことが必要である。

〔中小企業組合質疑応答集(全国中小企業団体中央会編)より転載〕

### 組合士検定にチャレンジ!!

〔問〕理事会は書面により議決に加わることができるものとすることができる。その要件及び手続について述べよ。

〔解答〕理事会は、代理人による議決権行使はできないが、書面による議決権行使が認められている。定款に書面議決の定めがあること、あらかじめ内容が通知されている議案に限ることが要件である。なお、書面によって議決権を行使した理事は出席理事数に算入される。

テーマ

一般消費者向けオリジナルナイフの生産及び売上拡大

## 四街道工業団地協同組合 組合員企業

## 株式会社 ナルビー

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

## 経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

## 計画申請のいきなりは？

当社は、多種多様な刃物の生産に携わって

り、その中でもOEMのカッター製品は約50年間生産を続けている。これまで約1000種類以上の製造を通して刃物の精密加工技術を蓄積してきた。当社のオリジナル商品であるガラス

用スクレーパーは、ナルビーブランドとして刃物業界では国内シェアが高く、広く使用されている。さらに、平成23年度、当社商品の「スライド式業務用ガラススクレーパー」が千葉ものづくり認定製品として認定して頂いた。（認定番号第69号）

当社が所属する日本安全剃刀製造工業協同組合には、8社が加盟しているが、オリジナルブランドを有するのは、当社を含めた4社のみである。また協同組合加盟企業で、東日本に生産拠点を構えているのは当社のみである。

## テーマ及び内容は？

## 1. テーマ

『一般消費者向けオリジナルナイフの生産及び売上拡大』

## 2. 計画期間

▽平成29年1月～平成32年11月（4年計画）

## 新たな取り組みの特徴は？

## ●従来の問題点

昨今、当社商品が海外でも高く評価され、欧米からの引き合いが急増している。しかし、国内向け生産だけで生産能力がタイトになり、海外のニーズを取り込めていない現状にある。主に、OEMのカッター製品は、当社生産品の約40%を占めており、現在、増産要請を受けているが、現在の生産能力では対応することができないため、対策が急務となっている。また、当社は、一般消費者向けのオリジナルナイフや既に商品化しているガラス用スクレーパーの生産量を増やし売上拡大につなげたいと計画しているが、製造工程の全体的処理能力の不足により、実現できない状況である。

当社の製造工程は、「プレス（穴あけ・折れ線入れ等）」↓「熱処理（材質を固くするため）」↓「刃付研磨（刃の先端部を鋭利にする）」まで、フープ材という材料となる鋼材を巻き付けたものを加工し、最後に「単品処理（製品ごとのサイズに分離する）」で製品化する。

現在、当社の生産能力は、プレス及び刃付研磨能力は480kg/1日であるが、熱処理能力は240kg/1日である。熱処理能力が劣っている要因は、プレス後のフープ材を、熱処理工程に入る前に社内において人の手作業で溶接し、連続運転ができるようフープ材同士をつなぎ合わせる作業を行っていることでタイムロスしている。さらに、溶接箇所が盛り上がり等が原因で機械が止まってしまうこと等が原因となっている。よって、当社の生産能力は、一連の工程の中で熱処理能力がボトルネックとなっており、連続運転で生産性を向上させるためには、熱処理工程の効率化を図らなければならない。

### ○新たな取り組み

今回の新たな生産工程にて、「ルピカ」という従来商品のナイフより、約20%程度切れ味及び耐久性が向上した優れた刃を製造し、他社との差別化を図りたい。

また、握る部分であるホルダーは、当社で設計し委託加工をしているが、今後も自社で握りやすく疲れにくいホルダーの設計や、既存のカラーリング以外のカラー展開を行い、当社で製造している刃とホルダーを当社内にてアッセンブリし、オリジナルナイフとして販売する。現在、「ルピカ」は海外のみ販売しており、売上比率としては極わずかだが、熱処理工程の生産量を増やして、従来商品より優れた当社の一般消費者向けオリジナルナイフとして販売する。

現状の熱処理工程の生産量を上げるためには、熱処理設備のみ1日の処理能力を現状の2

倍にする必要がある。そこで、プレス後のフープ材をフープ材のまま巻き取るのではなく、オシレット設備を導入して連続的に最大500kgの鋼材を巻き取れるようにする。また、フープ材を繋げるための自動溶接機を導入する。そうすることにより、溶接箇所の盛り上がり等をなくすことができ、連続運転することを可能にする。さらに、スムーズに熱処理設備に挿入できるように、プレス工程入口にピンチロールを設置し、鋼材の弛みを制御して送り出し量をコントロールすること、鋼材の蛇行やたわみを軽減することができ、不良品の発生を減少することができ、歩留り率が向上する。新たな取り組みを導入することにより、生産性を飛躍的に向上させることができ、新たな市場を獲得し、売上を向上させる。

### 今後の事業展開は？

海外における日本製刃物の評価は非常に高い。欧米はもとより、中国、台湾からの注文や引き合いも増えており、かつ海外市場のニーズは年々高まっていくものと推測されることから、海外市場を獲得していくことで売上を伸ばし、刃物業界のシェア率を伸ばしていく。また、これまでヨーロッパの展示会及び5年連続して米国の展示会に出展しているが、今後も海外の展示会を継続して行っていき、展示会を通じてヨーロッパ及び欧米の代理店契約を締結し、当社から直接輸出を実現する。国際商標登録した当社ロゴを活用して、積極的に海外展開を図り、売

上を拡大する。

### 社長さんの一言

今回の経営革新計画を策定するにあたり、当社の現状と目指すべき目標がより鮮明になりました。現在我々のような中小企業を取り巻く環境はたいへん厳しく、様々な経営の課題があります。しっかりととした目標を定め、それを戦略に落とし込み、戦術として実行する必要があります。当社のような小さい刃物メーカーでも国内だけを見て、ビジネスが見通せる時代ではありません。広く世界をマーケットと考え、メイドインジャパンのナルビーをアピールしブランド化する必要があります。今回の計画では、その道筋が詳らかになり、社員と一丸となり目標に向かって進んで行きたいと思っています。

### 中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します ☎043・306・3282

### 企業プロフィール

- 【団体名】 四街道工業団地協同組合
- 【企業名】 株式会社ナルビー
- 【代表者】 古川 昇
- 【所在地】 市川市湊17番8号
- 【電話番号】 047-357-6208
- 【従業員数】 35名
- 【業種】 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業
- 【URL】 <http://www.nalbie.co.jp/>
- 【承認年月日】 平成28年12月28日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

平成30年7月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は2のまま変化なし。「減少した」業種は11のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から10に増加した。「減少した」業種は9から8に減少した。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は5から3に減少した。「悪化した」業種は8から13に増加した。

### 前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は4のまま変化なし。「減少した」業種は6のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から10に増加した。「減少した」業種は9から8に減少した。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は8から6に減少した。「悪化した」業種は9から12に増加した。

## 製造業

### ■パン・菓子製造

【県内全域】

猛暑の影響もあり、生菓子の売上が伸びない。

### ■酒類製造

【県内全域】

猛暑の影響により、日本酒の出荷量は前月比、前年同月比ともに減少となった。

### ■製材

【県内全域】

千葉県では、県産木材の利用を促進するため、公共建築物や民間の展示効果の高い施設において、県産木材による内装や木製品等の設置に係る経費を支援する制度を本年度に創設したので、いくらか動きが出てくることを期待したい。

### ■製材

【木更津】

ロシア及びアメリカ・カナダからの材木船が入港していないので、材木の保管数量は減少した。

### ■印刷

【県内全域】

依然として厳しい経営環境下にあるので、県内の中小印刷業者が1社倒産した。

### ■電気鍍金

【県内全域】

7月の売上は対前年同月比で11%上昇したが、対前月比で20%減少した。

## 鉄工

【千葉】

受注は比較的良好な状況が継続している。内需関連ではインフラ整備や人手不足対策としての機械化・省力化関連の引き合いが好調に推移している。原材料高、人手不足対策等のコスト増は解消されず引き続き収益圧迫要因となっている。

### ■機械部品製造

【野田】

7月は梅雨明けも早く、猛暑によって季節商品を中心に売上が増加した。また、商材によっては業界全体で品薄状態になってきた。しかし、前月に引き続き、人手不足が深刻な状況である。

### ■機械部品製造

【流山】

業種によっては、景気が悪く回復の兆しがないようである。

### ■機械部品製造

【柏】

7月の売上は対前年同月比は増加し、対前月比は減少していることから、増減変化が激しくなってきている。

### ■金属製品製造

【船橋】

西日本豪雨の影響でサプライチェーン等に支障が生じている。

### ■採石

【県内全域】

7月分の出荷はなく、厳しい状況にある。また、今年度は国土交通省の関連事業で南北線の海底トン

ネルの建設工事が予定されているが、工期が遅れており、現時点では10月以降になる。

### ■土砂採取

【県内全域】

地域によっては、需要が伸びてきており、需要増で推移していくと予想する企業もある。しかし、他の地域では、前年同月比で見ると、売上高の減少、設備操業度の低下、業界の景況について悪化傾向が続いている。

### 非製造業

### ■総合卸売

【千葉県・東京都】

【漬物製造卸】猛暑の影響でキャベツ等葉物野菜が1〜4割価格高騰し、他の野菜類も仕入価格が上昇している。更に、人手不足、運送費コストもあり、採算性が低下している。

【日用雑貨卸】猛暑の影響で、制汗関係用品の出荷が例年に比べ増加している。

【酒類卸】猛暑にも関わらず、ビールの出荷低調。代わりにアルコール度数が高めなビール系飲料・サワー等が増加している。

### ■リサイクル卸売

【県内全域】

古紙の販売価格は若干上昇してきているが、取扱量が減少している

ので、売上の増加に結びつかない。

### ■青果卸売

【千葉】

梅雨明けが例年により早く、その後の猛暑の影響で青果物によっては生育状況が悪化し、価格は多少上昇した。消費も減少傾向で注文も減った。来月以降も猛暑の影響が大きくなる可能性がある。

### ■自動車解体

【県内全域】

中国向けの非鉄スクラップの先行きが悪いこともあり、全体として景況は悪化した。

### ■卸売業

【茂原市】

景気の上昇は見られず、台風による災害で大きな影響を受けた地方もある。

### ■電気機器小売

【県内全域】

異常気象による、梅雨明けが早く、連日の高温でエアコンの売れ行きが止まらず、エアコンの仕入れに追われた。月末には商品が入手できなくなった。業界挙げて、エアコンの恩恵を受けている。

### ■青果小売

【千葉】

猛暑の影響で入荷量が減少してきた。更に、西日本豪雨の被害も徐々に出てきている。来月以降は厳しい状況になるかもしれない。

### ■小売

【東金】

ファッション関連品は、6月よ

り夏のセール実施もあり、7月後半は息切れ感あり。日用品関連は単価の減少傾向にある。食品関係は、野菜が後半から価格帯に苦慮しながらの販売となった。暑さの為、不作である。飲食関係は、家族連れが増えたので客数が若干伸びた。しかし、組合員の資金繰りが厳しい状況である。人手不足になってきている。

### ■小売

【野田】

連日30度を超える猛暑日が続き、その影響で、夏物季節商品の売上が好調だった。

### ■青果小売

【松戸】

景気は悪化している。豪雨の影響なのか、野菜の品不足と値上がりが始まり、加えて、猛暑により客足が落ちる一方である。

### ■小売・サービス

【柏】

本来7月はボーナス、中元時期で売上の伸びる時期で有るにもかかわらず、天候不順高温化や台風の影響で来街者大幅に減少物販店に於いては悲惨な状況と成った模様である。サービス業では微減で済んだ模様である。

### ■建設揚重

【県内全域】

重機の稼働状況は前月と同様である。諸材料費が高騰している。

### ■遊覧船

【鴨川】

売上及び乗船人員は対前年比83%となった。欠航日数が4日間あったため、過去最低だった前年より更に悪い結果となった。

### ■一般廃棄物処理

【千葉】

今月は資源物の扱い量の低下並びに価格の低下が続きましたが、全体的に下げ止まった様に感じる。

### ■建設

【県内全域】

組合員による7月の県内公共工事の落札結果は、273件、14,203百万円となった。前月比プラス7,264百万円の増加、前期比プラス2,773百万円の増加となっている。これは、京葉地区の5,394百万円の受注が大きく貢献している。期中累計は814件、30,510百万円となり、前年度比では153件、5,507百万円の増加となっている。

### ■貨物運送

【野田】

記録的な猛暑に対応するため、従業員の熱中症対策に力を入れている。

### ■輸出入

【県内全域】

7月の売上は前月比、前年同月比とも増加した。

# 経営革新計画の策定支援について

～中小企業の皆さまの経営革新（新たな取り組み）を支援します～

本頁について、組合員の皆さまへ周知していただきますようお願い申し上げます。

千葉県中小企業団体中央会 経営支援部では、国等の中小企業施策を活用し、組合等連携組織に集う中小企業が“自社の課題”に挑戦する“高い志”を積極的に支援しております。

特に、「経営革新」による経営力強化、更なる成長への活路を見出すための事業化への取り組みに対しては、中小企業の新事業活動促進支援制度であります「経営革新計画（ビジネスプラン）」の策定による伴走支援を行っており、経営課題の整理や対応策の明確化、資金調達環境の整備等にお役立ていただいているところです。

従来からの事業（顧客の創造）を従来からのやり方で継続するだけでなく、新規顧客の創造に向け、競合との比較優位になり得る意欲的な取り組み（経営革新）への改革線上に使えるサポート（中央会）があるならば、これを利用しない手はございません。本支援は、経営課題の解決に最適な専門家派遣を無料で活用できるなど（※1社3回まで無料）、組合員の経営力強化を図る上で大変有用な手段となっております。この機会にぜひご活用をお勧め申し上げます。

【お願い】 経営革新に関するニーズを是非お知らせ下さい（下記の質問にお答えの上、FAXにてお送り下さい。お電話でのご連絡もお待ちしております）。

※貴社の情報及びご回答内容は本事業以外に利用することはありません。また、許可なく第三者に情報を公開することはありません。

＜経営革新ニーズ調査票＞ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 行 FAX:043-227-0566

Q1. 貴社では、経営革新（新事業展開、新商品・新役務の開発・提供、設備投資による生産性向上、売上増のための独自の工夫・新たな試み等）に取り組む予定やお考えがありますか。

はい

いいえ

検討中

Q2. Q1. で『はい』とお答えした方にお聞き致します。新たな取り組みの内容は以下のどれに分類されますか。A～Dの中からお選びください（複数回答可）。

A. 新事業展開

B. 新商品・新役務の開発・提供

C. 設備投資

D. 業績向上に向けた自社独自の工夫等

Q3. Q1. で『検討中』とお答えした方にお聞きします。現行事業で抱えている問題点（現状と目標（あるべき姿）との差異）、或いは、その問題を解決するための課題は何ですか。

そうした問題や課題の解決策として、新たに実施したい事業アイデア等をお持ちですか。

①現在の問題点・課題

②上記①の解決策（新規顧客の創造・獲得に向けた取り組み）

※貴社の情報についてご記載ください。後日ご連絡させていただきます。

貴社名			所属組合	(業種: )
代表者名	フリガナ		記入者名	フリガナ
				(役職: )
ご連絡先	TEL		FAX	
メールアドレス				

◎問合せ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 TEL) 043-306-3282 FAX) 043-227-0566

明日の中小企業組合運動の担い手を育成します！！

## 組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

～1 組合 1 組合士！事務局機能の強化は人材育成から！  
さあ、今こそ中小企業組合士になろう！～

本誌 9 月号に同封の文書にてご案内のとおり、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12月2日（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、殊にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

### I. 講習会の概要

- (1) 日 時 平成 30 年 10 月 10 日（水）～平成 30 年 11 月 21 日（水）のうち全 6 日間
- (2) 場 所 千葉中央駅前ビル 5 階会議室（千葉市中央区富士見 2 丁目 2 番 2 号）
- (3) 内 容 下記（II. 講習会日程表）のとおり
- (4) 受講料 (1) 全科目受講者 3,000 円  
(2) 組合（制度・会計・運営）いずれか 1 科目ごと 1,000 円

### II. 講習会日程表

時間		13:20 ～ 14:50	15:00 ～ 16:30
月日			
10/10 (水)	組合制度	中小企業等協同組合法の解説	組合士受験の為の会計基礎
10/17 (水)		中小企業論・中小企業組合論 組合制度（制度史）	中小企業関係法律と諸施策
10/24 (水)	組合会計	税務に関する出題のポイント	組合事務管理の実務
11/7 (水)		組合士受験の為の会計決算	組合運営論（通論・各論）
11/14 (水)		組合会計 問題演習	中小企業団体の法の基礎 商店街振興組合法の基礎 組合制度 問題演習
11/21 (水)	組合運営	労務管理・労働法通論	組合運営 問題演習

※各科目は本会職員が担当します。

### III. お申込み・お問合せ

組合士養成講習会への参加申込み、中小企業組合検定試験に関するお問合せ等につきましては、本会経営支援部（TEL:043-306-3282）までお願いします。

## 「時間外労働等改善助成金」 (時間外労働上限設定コース)のご案内

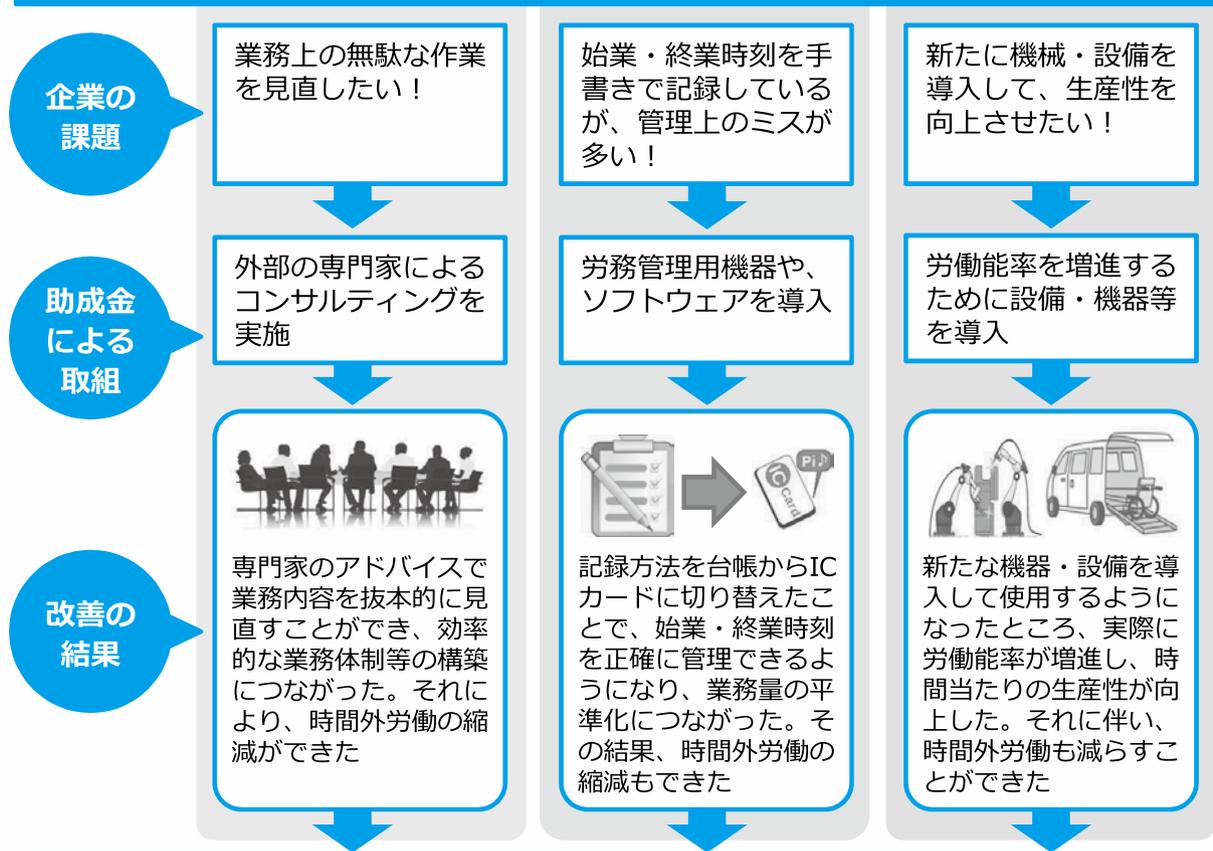
時間外労働の上限時間を適切に設定し長時間労働を見直すことで、働く方の健康や、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、生産性を向上させることが可能となります。

**このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。**

### ▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 上限額を最大150万円までに引上げ
- 更に、週休2日制とした場合に上限額を加算(助成金の合計は200万円まで)
- 一定の要件を満たした場合に、助成率を3/4から4/5に上乘せ
- 建設の事業、自動車運転業務に係る事業等、限度基準告示の適用除外業種も申請対象に追加
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

### 課題別にみる助成金の活用事例



**生産性の向上を図ることにより、時間外労働の縮減が可能に!!**

助成内容については、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する  
**都道府県労働局 雇用環境・均等部** または **雇用環境・均等室** におたずねください。

労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaennai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

検索

## 時間外労働上限設定コースの助成内容

### 対象事業主

平成28年度又は平成29年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主（※1）で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいること。

（※1）中小企業事業主の範囲  
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

（※2）研修には、業務研修も含まれます。  
（※3）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### 利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切は12月3日（月））

**交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施**

労働局に**支給申請**（締切は2月15日（金））

### 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成30年度又は平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

● 上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を增加させることを成果目標に加えることができます。

### 支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額 I 1企業当たりの上限200万円 II 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額 III 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5
-----	--

#### 【IIの上限額】

● 上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（アに該当する場合を除く）	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（ア、イに該当する場合を除く）
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

● 休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—
4週当たり6日	50万円	25万円	—	—
4週当たり5日	25万円	—	—	—

(H30.4)

会員組合構成員事業主の皆さまへ

## 次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ

### ○少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

#### ☆一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

#### ☆行動計画策定の流れ

##### ①自社の現状・ニーズ等を把握

- ◎行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ◎例えば、過去5年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずですよ。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ◎また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。  
▽ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦労している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

##### ②行動計画内容を決定

- ◎課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ◎目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ◎目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 平成〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ◎ 自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう。
- ◎目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

##### ③行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ◎一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社のHPへの掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ◎従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

##### ④行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ◎ 行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

##### ⑤行動計画を実施。

- ◎ 行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ

ご相談は本会業務推進部 渡邊（推進員）、海老根まで（☎ 043-306-3283）